

## 五 原告適格

## (1) 序説

原告適格とは、取消訴訟において処分性が認められた場合にその処分の取消しを求めて出訴することのできる資格を指す。民事訴訟においても、原告適格に対応する当事者適格なる観念があり、これは訴訟物たる権利又は法律関係につき、当事者として訴訟を進行し、本案判決を求めることのできる資格をいうとされているのであるが、民事訴訟ではその範囲が一般の場合は解釈論上の問題となることはあまりない。すなわち、給付訴訟においては、原告は自己の給付請求権を主張しさえすればよく、彼が請求権を実際もっているかどうかは、本案の問題となる。形成訴訟においては、形成権を訴訟上主張できる者は制定法で個別に明確に定められている（たとえば民法七四四条・七七五条・七八七条）。さらに確認訴訟では当事者適格の問題は確認の利益に吸収される（参照、新堂・新民訴訟三三七頁以下）。

これに対して、取消訴訟においては、原告適格が一般論としても、具体の訴訟においても、解釈論上困難な問題を提示している。それは、一つには、取消訴訟の仕組みそれ自体に由来するところがある。すなわち、取消訴訟とは行政決定のある種のものを行行政処分として取り上げ、その効果を取り消すためには、取消訴訟によるべしというルールを定めたものである。その際、民事法におけるように、実体法上特定の者に、予め当該違法行為の取消請求権があり、これを形成訴訟によつて実現させるという方法がとられているとすると、原告適格も自ずから定まってくるということになる。しかし、行政法関係においては、観念的にせよ立法実務的にせよ、かかる実体法的構成は先行することがないままに、取消訴訟制度の整備が図られてきたという歴史的事情がある。そこで、取消訴訟の原告適格を何人に認めるかは、立法政策上の問題となる。この点は基本的には、明治憲法下と日本国憲法下で異なる

ところはなく、ただ、前者においては、全くの立法政策の問題となるのに対して、後者においては、裁判を受ける権利は行政処分に対しても等しく妥当し、その限りにおいて立法には限界があることに注意しなければならない。

明治憲法の下では、取消訴訟の原告適格は、明治三年法律一〇六号において「行政庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ」として、権利毀損を要件とした。行政事件訴訟特例法は、原告適格について特段の規定を置いていなかったが、学説・判例は厳格な意味での権利侵害を必要とせず、法律上保護されるに足る正当な利益をもつて足りると解していた（雄川・行政争訟法一七〇頁）。行政事件訴訟法の制定に当たっては、この行政事件訴訟特例法下の学説・判例を基礎とし、これを「法律上の利益を有する者」として法文上に書き表わしたのである（この点については、制定過程で特段の議論がなされなかったとされる。参照、雄川一郎「行政事件訴訟法立法の回顧と反省」雄川・行政争訟の理論二〇一頁以下）。このように、行政事件訴訟特例法は別として、訴訟法上に原告適格についての定めは置かれてきた。しかし、その際、主観的要素に着目しているという点はどうかがえるにせよ、権利毀損という場合の権利とは何か、法律上の利益とは何かという点に関しては、具体的内容は一義的に決まるものではなく、解釈が必要となるのである。行政事件訴訟法の立案関係者も具体的にいかなる場合がこれに当たるかは、学説・判例の発展に委ねるものとしていた。参照、杉本・解説三七頁）。

原告適格が解釈上困難な問題を提示していることについては、現代国家の問題状況も関係している。すなわち、市民的法治国の原理の下では、権力の発動の抑制と国家に対する自由権の確保が基本的関心事である。ここにおいては、原告適格を有する者として、基本的には、侵害処分の名犯人および申請拒否処分の名犯人を把握しておけば足りる。したがって、授益的処分については、取消訴訟を考える余地は基本的にはないといつてよい。授益的処分について取消訴訟を提起する利益がある者としては、建築確認における隣人などのように、当該処分が適法になさ

れていれば保護されるはずの利益を有する者を考えることができるが、これらの者の利益は、公益の中に解消され、反射的利益として裁判上の保護の対象とはされなかったのである（本書一三三〇頁）。

これに対し、現代社会においては、私人・企業の活動範囲が拡大するとともに、社会における紛争を事前に予防すべく、行政主体も広範に介入してくる。その際、その介入が法の定め反して不十分なものであると、適法な行政介入によって利益ないし安全を確保できるはずの人々はここに潜在的被害者として登場することになるわけである。これらの場合においても、従来と同様、行政介入法制はこれらの人々にとって単なる反射的利益の供与にとどまるものと解してよいかが問題となる。原子力発電所設置にかかる行政介入の手法としての原子炉設置の許可に際しての付近住民の地位などがその例であって、これらの人々に取消訴訟の利用適格を認めるべきかがどうか改めて検討されなければならないことになるのである。

## (2) 判定基準

現行法の下における原告適格論は、行政事件訴訟法九条に定める「法律上の利益を有する者」の解釈論となる。その際、定型の処分があると同時に、定型の原告適格を想定することができる。それは、行政処分の名宛人である。私人の権利を剝奪し、自由を制限する等の侵害処分についていえば、それが適法になされる限り、私人はそれを受忍することを法律上要求されるが、それが違法な場合には、法律による行政の原理からして、その排除を求める途が彼に開かれているべきことは、法治国原理の当然の要請である。したがって、税務処分の相手方（納税義務者、建築物除却命令の相手方はそれぞれの処分について、当然原告適格を有する。また、申請拒否処分についていえば、それが許可法制に関するものであるときには、申請—許可が自由の回復を意味するのであるから、違法な拒否処分とは違法な侵害処分と同義である（各種営業免許拒否処分における申請人）。また、そうでなく、申請拒否処分に裁

量性があるときでも、法律が申請権を与えている以上、彼には、適切な裁量によって許否の判断を受けける法的利益があるということができよう（補助金交付拒否処分における申請人）。その意味では、原告適格は行政処分一般について論ぜられるが、実務上問題となるのは、このような処分の名宛人以外の第三者又は形式上特定の名宛人のない処分における付近住民等であることを念頭に置いておく必要がある。

原告適格の範囲の確定については、大きく分けて二つの説の対立がある。すなわち、法律上保護されている（「された」ともいう）利益説と法律上保護に値する利益説である。<sup>(1)</sup>この対立は次のような特色をもっている。

① 法律上保護されている利益説は、原告適格の範囲につき、当該被侵害利益を処分の根拠法規が保護しているかどうかで判断しようとするものである。これに対して、法律上保護に値する利益説は、原告の利益が法律によって保護されたものに限定されず、事実上の利益でも足りるとするものである。

② いずれの説においても、原告の側に当該処分による利益侵害の発生（又は発生の蓋然性）を要件としていることには変わりはない。行政事件訴訟法がなんらかの意味で利益侵害を要件としていることは法文上明らかなことであるし、また、裁判制度を利用する以上、別段の定めがない限り裁判的保護の必要性が原告には当然要請されるからである。しかし、その内容からみると、前者は、国民の権利利益の保護に重点を置いた考え方であり、その意味では市民的法治国原理の枠組みを維持しているものといえよう。これに対して後者、すなわち法律上保護に値する利益説は、利益の範囲は前者よりも当然に広くとらえられることとなり、原告適格の範囲をより拡大するものであつて、その限りで、取消訴訟のもつ適法性維持機能をより重視しようとするものである（もつとも、取消訴訟の適法性維持機能——取消訴訟の客観的把握が論理的に当然に原告適格を拡大するものではない。参照、安念潤司「取消訴訟における原告適格の構造（一）」国家学会雑誌九七巻二一・一二号（一九八四年）七二三頁）。

③ 法律上保護されている利益説においては、当該処分<sup>(1)</sup>の根拠法たる実体法がその利益を保護しているかどうかの解釈論が必要であり、ときにそれは、一義的な解答を得るのに困難な場合もある。これに対して、法律上保護に値する利益説においては、このような実体法上の解釈問題はないが、この説が、事実上の利益があればいかなるものでも原告適格を認めるというのではなく、裁判上保護に値する利益(実質的利益)という限定を加えている点において、利益の中での限界線を引くという、これまた困難な解釈論的作業が必要とされることは否定できない<sup>(2)</sup>。

### (3) 判例の動向

#### ㊦ 一般論

原告適格に関しては、最高裁判所の判決にもかなりの蓄積があり、また、現在では下級審判決もほぼこれに従っているので、抽象的レベルにおいては判例法が形成されている。それは、基本的には、法律上保護されている利益説に立っている。最高裁判所の判決でこれを定式化している代表的なものが、いわゆる新潟空港訴訟にかかるものであって、行政事件訴訟法九条に定める「法律上の利益を有する者」とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであるが、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益をもつばら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するといえることができる」(最判平成元・二・一七民集四三巻二号五六頁、行政判例百選II二〇二事件)としている。

この新潟空港事件判決は、最高裁判所としてはじめて法律上保護されている利益説を採用したのではない。判

決自身引用しているところであるが、それには先行するいくつかの最高裁判所判決があった(新潟空港事件判決が引用しているものとしては、主婦連シユース訴訟の最判昭和五三・三・一四民集三三巻二号二二二頁、行政判例百選II一七八事件、長沼ナイキ基地訴訟の最判昭和五七・九・九民集三六巻九号一六七九頁、行政判例百選II二一二事件の二つである)。ただ、これら判旨引用の二つの判決においては、いかなる場合に、個々人の個別的利益を保護していることになるかについての解釈基準が必ずしも明らかにされていなかったのであるが、本判決は先に引用の判旨に引き続き「当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規及びそれと目的を共通する関連法規の関係規定によって形成される法体系の中において、当該処分の根拠規定が、当該処分を通して右のような個々人の個別的利益をも保護すべきものとして位置付けられているとみることができるといえるかどうかによって決すべきである」とした。これによっても、具体的場合の保護規範の所在が一義的に明確になったとはいえないけれども、少なくとも、一応の解釈基準の提示であると同時に、法律上保護されている利益であるというためには、そのことを根拠法条<sup>(1)</sup>だけから導き出すべしという原告適格を狭く解する考え方に対してなされた最高裁判所の解答であるという点で意義があるといえよう(もつとも、新潟空港事件判決に先立ち、いわゆる伊達火力訴訟に関する最判昭和六〇・二・一七判例時報一一七九号五六頁以下でも「処分の法律上の影響を受ける権利利益は、処分がその本来的効果として制限を加える権利利益に限られるのではなく、行政法規が個人の権利利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている権利利益もこれに当たる。」「右にいう行政法規による行政権の行使の制約とは、明文の規定による制約に限られるのではなく、直接明文の規定はなくとも、法律の合理的解釈により当然に導かれる制約を含むものである」としていた<sup>(3)</sup>)。

#### (4) 競業者

営業について規制法が存在する場合、既存許可業者が新規参入者に対する営業許可の取消しを求める原告適格があるかどうか問題となることが多い。質屋営業の許可に対して既存の許可業者がその無効確認を求めた件につき、最高裁判所昭和三四年八月一八日判決（民集一三卷二〇号二二八六頁）は、原告適格を否定したが、最高裁判所昭和三七年一月一九日判決（民集一六卷一号五七頁、行政判例百選一六事件）は既存公衆浴場業者について、原告適格を認めた。これは公衆浴場法が距離制限制度を採用していることに着目して、既存業者の保護利益性を認めためたものである。したがって法律上の距離制限制度あるいは地域独占制度が存在しないときには既存業者に原告適格は認められ難い（競願の場合には自己に対する拒否処分を争うことができるが、競願者に対する免許の取消しを求めることもできる。最判昭和四三・一一・二四民集二卷一三三三二五四頁、行政判例百選二二〇事件）。法律上保護に値する利益説の立場からすれば、競業者には、一般的に原告適格が認められることになるであろう（競業者訴訟については、なお、参照、古城誠「競業者訴訟の原告適格」雄川献呈（下）二〇九頁以下、同「アメリカにおける競業者の原告適格」塩野吉穂下八七頁以下）。なお、この説に立つても一般顧客に原告適格を認めることにはならないであろう。

#### (ウ) 規制法における付近住民

公害発生源等の企業等に対して規制法が存在する場合その規制法の解釈を通じて、法律上保護されている利益説に立ちつつ、行政処分からみると第三者である付近住民等の原告適格を個別に判断するというのが判例の基本的態度である。判例上、原告適格を認めることに固まったとみられるものとして、原子炉等規制法にかかる原子炉設置許可に対する付近住民がある。これを認める下級審判決が積み重ねられてきたが、最高裁判所もいわゆるもんじゅ訴訟で住民の原告適格を認める判決をした（最判平成四・九・二二民集四六卷六号五七二頁、行政判例百選二二〇二事件）。さらに、伊方原発訴訟では、最高裁判所は原告適格には特に触れなかったが、これを認める原審判断を維持

しているものとみられる（最判平成四・一〇・二九民集四六卷七号一七四頁）。また、都市計画法に定める開発許可処分（二九条）につき、最高裁判所は、当該処分の許可の基準を定める法三三条一項七号の解釈を通じて、がけ崩れ等の被害が直接に及ぶおそれがある近接区域の住民の原告適格を認めた（最判平成九・一・二八民集五一卷二号二五〇頁、行政判例百選二二〇三事件、同趣旨、森林法の隣地開発許可につき、最判平成一三・三・一三民集五五卷二号二八三頁）。さらに、建築基準法（五九条の二）に基づく許可処分の二つの取消請求事件において、最高裁判所は、許可建築物の倒壊・炎上等に伴う直接的な被害を受けることが予想される居住者又は所有者に日照を阻害される周辺の住民建築物の居住者に原告適格を認めた（最判平成一四・一・二二民集五六卷一号四六頁、最判平成一四・三・二八民集五六卷三号六一三頁）。もともと最高裁判所は、不利益を受けるすべての住民に原告適格を認めているわけではなく、風俗営業の許可、墓地経営の許可についてはこれを認めていない（最判平成一〇・一一・一七民集五二卷九号一八二頁、最判平成一二・三・一七判例時報一七〇八号六二頁）。

先に示した、新潟空港事件判決も航空法に基づき定期航空運送事業の路線免許に対する空港周辺の住民の原告適格を認めたことで、この分野に属するリーディング・ケースとして位置づけることができる。その際、判決は航空法における免許の審査基準の中に（つまり処分要件に）航空騒音が含まれることを論証するに当たり、航空法一条の目的規定のみならず、航空法とは別の公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（三三条）における運輸大臣（現国土交通大臣）の権限をも援用している点において、保護利益の判定に際して、直接の根拠条項のみならず多くの情報を集めて判断するという方法を導入したものと見えよう。

#### (エ) 一般消費者

これについては最高裁判所は原告適格を認めない傾向にある（主婦連ジュース訴訟・前掲最判昭和五三・三・一四、

近鉄特急事件・最判平成元・四・一三判例時報一三二一三号一二二頁。公害規制と付近住民との関係においてみせた最高裁判所の態度との相違は、被侵害利益が経済的なものと健康生活利益であること、関係者が一般公衆であるのと、地域限局的であることに求めることができるが、鉄道利用者については、たとえば定期券利用者は一般利用者と異なるという整理の仕方も可能である。

#### (ウ) 物に関する利害関係者

物に関する一般処分について、利害関係を有する者がいることがある。この点につき、最高裁判所は長沼ナイキ基地訴訟において、保安林指定解除処分に対し保安林の指定に直接の利害関係を有する者に原告適格を認めたと（前掲最判昭和五七・九・九、その際、法律上これらの者に手続的参加権が与えられていることが一つの決め手となっている。これに対して、地域、物自体は地域限局的であるけれども、その利益を享受する者が国民全体に広がってしまうような場合には、法律上保護されている利益説からすると原告適格を有する者は見出し難い（文化財指定解除処分につき東京高判昭和五八・五・三〇行裁例集三四巻五号九四六頁、上告審・最判平成元・六・二〇判例時報一三三四号二〇一頁、行政判例百選II二〇四〔伊場遺跡〕事件）。

#### (カ) 住民団体等

行政処分により侵害される利益が特定個人のみのものでなく、広く地域住民、消費者などに一般的に共通する集团的利益として把握できる場合に、そのような多数人の共通利益を法律上又は事実上代表する住民団体、消費者団体、事業者団体等に取消訴訟の提起を認めることができないか、という問題がある。この点に関しては、二つの場合を分けて考える必要がある。

一つは、個々人が原告適格を有している場合にも団体訴訟を認めることができるかという問題である。かかる訴

訟を肯定する利益としては訴訟を一本化したほうが訴訟費用も安上がりで訴訟経済にも役立つ、多数人にかかる紛争を一挙に解決する上で合理的である、個人にとっては比較的希薄な利益でも団体を通して集約した形で訴訟に臨めば立き寝入りを防ぐことができるなどの点があげられる。この点について最高裁判所の判決例はないが、下級審判決は団体それ自体は当該利益を享受する主体たりえないなどの理由でこれに消極的である（仙台高判昭和四六・三・二四行裁例集二巻三号二九七頁、東京地判昭和四八・一一・六行裁例集二四巻一一・一二号二一九二頁）。

二つめは、個々人については、原告適格を認め難いとしても、それらの共通の利益を代表する団体に原告適格を認め、訴訟を行わしめることができないかという問題である。たとえば、環境保護に関する環境保護団体とか、消費者保護に関する消費者団体（主婦連合会）等である。場合によっては、文化財保護団体も考えられる。この種の団体訴訟についても、最高裁判所の判決はなく、下級審判決は現行法上これを認める規定がないとして消極的である（前掲東京高判昭和五八・五・三〇。なお参照、小早川光郎「集团的訴訟」小早川・行政訴訟の構造分析（一九八三年）二四三頁以下。団体訴訟につき、後出二四二頁参照）。

#### (キ) まとめ

判例は法律上保護されている利益説に立っている。その際、原告適格を有する者は処分の根拠法規が、個々人の個別の利益をも保護すべきものとしている場合に限られるという点については一貫している。また、その具体的当てはめにおいて、事案に応じてであろうか、必ずしも明確な基準の下に判断が下されているとはいえず、厳格に過ぎるという評価の可能なものもあるが、基本的には、新潟空港判決を基礎として緩和の方向を模索してきたものと認識される。

## (4) 改正法

右に考察した学説・判例の動向を前提として、改正法は従前の法九条の文言をそのまま維持したが（第一項とする）、新たに項を起こして（第二項とする）、第三者の法律上の利益の有無を判断するに当たつての考慮事項を定めた。考慮事項とは、処分の根拠法令の「規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮すべき利益の内容及び性質を考慮すること」その際、法令の趣旨目的を考慮するに当たり「当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌する」こと、考慮すべき利益の内容及び性質を考慮するに当たり、当該処分等が「法令に違反してなされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案する」ことである。

これを要するに、原告適格に関する改正法制定の趣旨は、第三者も法律上の利益を有する場合のあること（反動的利益論の機械的適用の否定）、直接の根拠条文のみならず広く関係法令の趣旨目的にまで視野を広げること（根拠条文の形式的文言解釈の否定）、被侵害利益の状況を視野に入れることである。

以上を前提として次の点を指摘しておく。

① これら考慮事項は、③で考察したように、最高裁判所判例に個別には登場しているもので、改正法が全く新たな視点を提供したものではない。したがって、改正法も、原告の主張する主観的利益への考慮が当該処分の要件となっているかどうかに着目するという意味で、処分要件説である。しかし、そのことは、従前の判例の単なる固定を意味するものではない点に注意する必要がある。すなわち、従来個別の最高裁判所判決に現れたところを一般化したものであるから、下級審裁判所としては、過去の最高裁判所判決事例にとらわれることなく考慮することが要請されるのであつて、ここに、裁判例の全般的変換が期待されていることである。今一つは、右の点は最高裁

判所の段階における「法律上の利益」の解釈にもあてはまるところであつて、従来は個別の事例において考慮された事項が今後はあらゆる事件において考慮されるべきものとされたのである。さらに、「利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度」があげられたことを、処分の改正法の基本的趣旨である、国民の権利利益の実効的救済の見地に立ちつつ解釈運用することが一層要請されるのである（処分要件説の改正法の下における理解の仕方として、橋本博之・解説改正行政事件訴訟法（二〇〇四年）五一頁が、示唆的である）。

② このうち、法令の趣旨目的については、目的を共通する関連法規の具体的範囲が解釈論上問題となるところである。都市計画事業の認可や公有水面埋立免許における環境影響評価法など、横断的な法令が典型的なものとして考えられるが、個別事業法における環境整備関連法（航空法と航空機騒音障害防止法）もあげることができる（小林・行訴法二一九頁以下）。

③ 考慮されるべき利益の判断に際しては、被侵害利益の状況を勘案することがここに要求されている点において、環境（広い意味での）への影響を与える行為についての総合的利益調整利益の観点が導入されているものといえよう（福井・村田・越智・逐条解説二八〇頁は、民事不法行為法における受忍限度論との親近性を指摘している）。

④ 考慮事項として掲げられたところと当該行政庁が処分をするに当たつて考慮すべき要件との関係について法は特別に関係規定を置いていない。しかし、当該法令の趣旨および目的、当該処分において考慮されるべき利益の概念とはいずれも、法適用の主体を問わない客観的なものであるので、つまるところ、九条二項は、行政庁の処分要件についてもその解釈基準を指し示したものであるといえることができる。この点で、行政法における実体法と手続法の連結がみられるのである（塩野宏「行政事件訴訟法改正と行政法学」ジュリ行訴研究一四頁。しかし処分要件と原告適格要件は必ずしも一致するものではない。というのは、最高裁判所が累次の判例で前提としている個々人の個別の

利益の要素について改正法は特段に触れるところがないからである。いいかえれば、原告適格を根拠づける利益は、それが一般的公益から切り出されたものである必要があるという最高裁判所の従来の立場については直接には、改正法は触れていない（参照、橋本博之「原告適格論の課題」民商法雑誌一三〇巻四・五号六三六頁）。利益の性質云々の要件は個別的利益の切出し基準の設定という理解も可能であるので、ここからして、処分要件そのものと原告適格要件の乖離があると見ることになる。ただ、改正法の趣旨からすれば、個々人の利益の切出しに際しては、実効的権利利益の救済の理念が十分に生かされなければならない。

⑤ 九条二項に定められた考慮要素は裁判所が原告適格を判断するに際して法律上必ず考慮すべき事項、いいかえれば必要的考慮要素である。したがって、司法権の範囲内という枠はあるが、個別の事案において、必要的考慮事項以外の事項を考慮して原告適格を認めることは可能であると解される。

- (1) 原告適格の一般的判定基準として原田尚彦「訴えの利益」原田・訴えの利益四頁以下では、本文に示した二つの基準のほかに、権利享受回復説、処分の適法性保障説をあげている。いずれも、現行法の解釈論としての基準の意義をもつものではなく、裁判例もこれらによっているものはない。なお、権利享受回復説（権利毀損説）と法律上保護された利益説の関係につき、参照、神橋一彦・行政訴訟と権利論（二〇〇三年）二二頁以下。
- (2) 学説としては、法律上保護に値する利益説も有力であるが（原田・要論三七九頁以下、室井編・入門三四四頁、解釈論としては、原告適格を法律の保護する範囲のものに求めるという枠組みに立つた上で、これに理論的分析を加え、さらに、より柔軟にして、かつより明確な判断基準の定立を目指す方向も顕著である（参照、芝池義一「取消訴訟の原告適格判断の理論的枠組み」京都大学法学部創立百周年記念論文集第二巻（一九九九年）八七頁以下、九七頁以下、小早川光郎「抗告訴訟と法律上の利益・覚え書き」成田古橋四三頁以下、四九頁以下、藤田苗靖「許可処分と第三者の『法律上保護された利益』」堀野古橋下二五五頁以下、二六七頁以下、同・行政法一四〇七頁以下、阿部泰隆「原告適格判例理論の再検討と緩和された『法律上保護された利益説』の提

唱」阿部・行政訴訟要件論（二〇〇三年）三七頁以下、一〇八頁以下、神橋一彦・行政訴訟と権利論一〇九頁以下、一六二頁以下）。原告適格に関する比較法研究文献は多数あるが、最近のものとして、ジュリスト一三三六号（二〇〇二年）一四七号（二〇〇三年）・外国行政訴訟研究報告およびジュリスト一五〇号一四頁以下・行政訴訟に関する外国法制調査——調査結果——監表の原告適格該当箇所参照。これら最新の資料によっても、日本の原告適格の狭隘さが明らかにされている。

- (3) 原告適格は、処分性の存在を前提としているが、原告適格を有する者がカテゴリーとして存在しなければ、概念上は処分性もなくなるので、そのいずれとも区別することなく、訴えの利益が否定されることがある（町名地番の変更につき、最判昭和四八・一・一九民集二七巻一号一頁）。最高裁判所の処分性の定式（前出九五頁参照）を狭く解すれば、処分とは主観的なものとなり、したがって、原告適格を有しない者にとっては当該行政庁の行為は、そもそも処分ではないということになる。ただ、何人かに対してであれ処分である行為は客観的に処分として把握し、その処分をだれが取消訴訟によって攻撃できるかが、原告適格の問題であると整理するのが一般的であり、かつ、そのほうが分かりやすいと思われる。
- (4) 団体訴訟の許否とは別であるが、史跡指定解除処分取消訴訟において、文化財の学術研究者の代表的出訴資格が問題となったが、最高裁判所は、この種の訴訟を認める規定がないとして、消極的判断を下している（最判平成元・六・二〇判例時報一三三四号二〇一頁、行政判例百選二二〇四事件）。

## 六 狭義の訴えの利益

民事訴訟では原告が請求について本案判決を求める必要性、その実効性が訴えの利益の問題として論ぜられる（新堂・新民訴訟法三三七頁）。行政訴訟においてもこの理が当てはまる。つまり、行政庁の行為が処分性を有し、原告適格があつても、当該処分を現実に取り消してもらふ必要がなければ、訴えは却下される。これは、処分性、原告適格を除いた狭義の訴えの利益、あるいは単に訴えの利益ともいわれる。それには、いろいろのタイプがある。

〈著者紹介〉  
 東京大学法学部卒業  
 東京大学法学部教授，成蹊大学法学部教授を経て，  
 現在東亜大学通信制大学院教授  
 (主要著書)  
 オットー・マイヤー行政法の構造 (行政法研究 1 卷)  
 (有斐閣，1962年)  
 公法と私法 (行政法研究 2 卷) (1989年)  
 行政過程とその統制 (行政法研究 3 卷) (1989年)  
 国と地方公共団体 (行政法研究 4 卷) (1990年)  
 行政組織法の諸問題 (行政法研究 5 卷) (1991年)  
 放送法制の課題 (行政法研究 6 卷) (1989年)  
 法治主義の諸相 (行政法研究 7 卷) (2001年)  
 国土開発 (現代法学全集) (筑摩書房，1976年)  
 行政法 I (第四版) (有斐閣，2005年)  
 行政法 III (第二版) (有斐閣，2001年)  
 条解行政手続法 (共著) (弘文堂，2000年)  
 行政法 I (中国語・台湾) (劉宗徳・賴函盈共譯)，(月旦出  
 版社股份有限公司，1996年)  
 行政法 I (中国語・台湾) (劉宗徳・賴函盈共譯)，(月旦出  
 版社股份有限公司，1996年)  
 日本行政法論・行政法 I II (韓国語) (徐元宇・呉世卓共  
 譯)，(法文社，1996年)  
 行政法 (中国語) (楊建順譯)，(法律出版社，1999年)



行政法 II [第四版] 行政救済法

1991年10月10日 第1版第1刷発行  
 1994年3月20日 第2版第1刷発行  
 2004年3月30日 第3版第1刷発行  
 2005年7月10日 第4版第1刷発行

著者 塩江 野草 敬  
 発行者 塩江 野草 敬  
 発行所 株式会社 有斐閣  
 東京都千代田区神田神保町2-17  
 電話 (03)3265-6811 (営業)  
 3813-4911 (雑誌編集部)  
 郵便番号 101-0051  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 精文堂印刷株式会社  
 製本 竹澤製本所

©2005, 塩野宏, Printed in Japan  
 落丁・乱丁本はお取替えいたしません。  
 ★定価はカバーに表示してあります。  
 ISBN4-641-12966-5

本書の全額または一部を無断で複製(コピー)することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。本館からの複写を希望される場合は、日本複写センター(03-3401-2382)にご連絡ください。

